

一般社団法人 島根県理学療法士会 キャンセルに関わる規程
(キャンセルポリシー)

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県理学療法士会(以下「当会」という)の学会・研修会等のイベントに関するキャンセルポリシーを定める。

(規程)

第2条 学会・研修会等の当会の主催するイベントをキャンセルする場合は、当会のキャンセルポリシーに基づいて対応する。

(キャンセル料の扱いについて)

第3条 事前に支払いが必要な学会・研修会等のイベントについては、申込み後は自己都合によるキャンセルの返金に対応しない。

(返金が認められる場合)

第4条 下記に該当する場合は参加費の返金を認める。

2 返金に必要な振込手数料は申込者の負担とする。

- (1) 天災や感染症の流行によるイベントの中止
- (2) 交通機関の遅延や停止
- (3) 上記以外で理事会が認めた場合

附則

1. この規定は、令和2年6月19日より運用する。